



政策企画課より

移住定住と地域経済の活性化を図るため、下記の補助事業を行います。補助事業は予算が無くなり次第終了しますのでお早めにお申し込みください。

空き家解体補助

【補助の条件】

- ①町内に所在する空き家で、住居として建築され、建築後10年以上経過し、現に1年以上居住していないこと
- ②解体経費が30万円以上の工事であること
- ③解体施工者が、錦江町建設業者等級別表（建築一式工事）に登録されている業者であること
- ④申請者に町税等の未納がないこと
- ⑤空き家に抵当権等が設定されていないこと

【補助の対象とならない工事】

- ①公共工事による移転、建替えその他の補償の対象となっているもの
- ②車庫、倉庫、物置等のみの解体

【補助金の額】 補助対象工事費の30%（千円未満切り捨て）最高30万円を補助

【事業終了年度】 この補助事業は、平成31年度をもって終了します

空き家リフォーム補助

【補助の条件】

- ①錦江町空き家情報バンクに登録されている物件であること
- ②工事経費が20万円以上の工事であること
ただし、家財道具撤去及び処理だけを行う場合は5万円以上であること
- ③施工業者が町内業者であること
- ④入居（予定）者が、錦江町内に住民登録されていること
- ⑤申請者に町税等の未納がないこと

【補助金の額】

- ・空き家リフォーム
対象工事費の20%（千円未満切り捨て）最高30万円を補助
- ・家財道具撤去及び処理
費用の20%（千円未満切り捨て）最高10万円を補助

住宅リフォーム補助

【補助の条件】

- ①町内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に登録されている方
- ②持ち家で自己が居住している住宅
- ③工事経費が20万円以上の工事であること
- ④工事予定の施工者が町内業者であること
- ⑤町税等の未納がないこと

- ※ ①～⑤のすべてに該当しないとはいけません
- ※ 新築は該当しません
- ※ リフォーム工事の費用補助は1回限りです

【補助金の額】

- ①**一般世帯（住宅の所有者が65歳未満）**
対象工事費の10%（千円未満切り捨て）最高15万円を補助
※ただし、特別要件に該当する場合は、対象工事費の20%（千円未満切り捨て）最高30万円を補助
- ②**高齢者世帯（住宅の所有者が基準日において65歳以上）** 基準日4月1日
対象工事費の20%（千円未満切り捨て）最高30万円を補助
- ③**空き家バンクを利用して取得した住宅**
対象工事費の20%（千円未満切り捨て）最高60万円を補助

お問い合わせ先

政策企画課 政策企画チーム

☎ 0994-22-3032